

(いただいたご意見・質問)

情報不開示について、「法的文書」出来ているが、この説明からすると、全て都合の悪い事は黒く塗りつぶせる。1枚でも問題あるのに、120枚もの写真を隠す事は理解できないし、納得が行かない。

(ご回答)

1. 情報公開法では、開示請求があったときは行政機関の長は、不開示情報が記録されている場合を除き、行政文書を開示しなければならないこととされています。

不開示情報としては、次のようなものが定められています。

- 1 特定の個人を識別できる情報
- 2 法人の正当な利益を害する情報
- 3 国の安全、諸外国との信頼関係等を害する情報
- 4 公共の安全、秩序維持に支障を及ぼす情報
- 5 審議・検討等に関する情報で、意志決定の中立性等を不当に害する、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報
- 6 行政機関の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼす情報

<総務省情報公開ホームページ

(http://www.soumu.go.jp/menu_06/jyouhou_koukai/index.html)より>

先般の情報不開示については、開示請求者より開示請求のありました行政文書(写真)の中に、上記不開示情報の4番目にあたります情報が含まれていたためでございます。

2. また、開示決定等について不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決等をすべき行政機関の長は情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないこととされています。こうした規定は、全ての開示請求者に対して同様に適用されます。

3. このように、情報公開法における開示・不開示の決定の妥当性については、必要な場合には、専門性を有し、公正中立な第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会が確認することとなっております。